

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	公営住宅管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高島市は、公営住宅管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県高島市長

公表日

令和7年9月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅管理事務
②事務の概要	<p>公営住宅法に基づき公営住宅を建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者等、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。 公営住宅法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下に関する事務で取り扱う。</p> <p>①収入の申告の受理、審査又は申告に対する応答 ②家賃、金銭若しくは敷金の減免の申請の受理、審査又は申請に対する応答 ③敷金の徴収 ④家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、審査又は申請に対する応答 ⑤入居の申込みの受理、審査又は申込みに対する応答 ⑥同居をしようとするとき及び入居を承継しようとするときの事業主体の承認の申請の受理、審査又は申請に対する応答 ⑦明渡しの請求 ⑧家賃の決定又は金銭の徴収 ⑨明渡請求の期限の延長の申出の受理、審査又は申出に対する応答 ⑩住宅に入居することができるようにするためのあっせん等 ⑪収入状況の報告の請求</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会・提供を行う。</p>
③システムの名称	1. 住宅管理システム 2. 収納管理システム 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅情報ファイル、収納情報ファイル、、住登外者宛名番号管理関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係) ・第9条(利用範囲)</p> <p><別表(第九条関係)における利用範囲の根拠> 同法別表27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(利用特定個人情報省令)第2条の表53の項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> <p>[実施しない]</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表53の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市整備部都市政策課

②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課（〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地 TEL0740-25-8538）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	都市整備部都市政策課（〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地 TEL0740-25-8571）
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>■ 経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>① 特定個人情報の入手に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数職員によるチェックや入力した職員以外による事後チェックで誤入力を防止している。 <p>② 必要な情報以外を入手することを防止する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データベース項目の設計や入力項目の制御を行い、必要な情報以外の登録を防止している。 ・複数人による二重チェックを実施している。 <p>③ 不正な使用を防止する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。 ・庁内連携により、移転元から提供されるデータファイルを取り込む方式で、予め決められた情報以外のデータを入手しない仕組みにしている。 <p>④ 特定個人情報の使用に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携機能側のアクセス制御により業務に不必要な情報にはアクセスできないようにしている。 <p>⑤ ユーザ認証の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。 ・不正な端末から利用できないよう制御し、アクセス権限がなくなる場合は速やかにユーザIDの失効処理を行っている。 	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div>
判断の根拠	<p>■高島市における措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部進入防止:警備キーによる施錠、日中は職員による監視、勤務時間外は施錠の上警備をセット ・入退館管理:事前申請の上台帳にて入室の管理 ・持込・持出防止:持込・持出物は申請の上、サーバ室管理課職員の確認が必要 <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・COKAS-R/AD IIシステムへのアクセス時における二要素認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク <p>③移行作業時に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 <p>■中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームはサーバ室に設置しており、サーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームでは庁内に設置のあるマイナンバー利用系端末とは物理的にネットワークを分離し運用するほか、使用可能な職員を限定することでアクセス制御を行っている。 ・中間サーバプラットフォームに副本登録データを移動する際は移動することが可能な記録媒体を情報システム部門保管のウイルス対策機能付きの媒体に限定している。 <p>■ガバメントクラウドにおける措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるようアカウントによる制限を行っている。 <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」)(「デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。))又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

